

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成25年10月 8 日
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	WTI原油価格連動型上場投信
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

WTI原油価格連動型上場投信

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

**( 5 ) 【申込手数料】**

取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。また、消費税率が8%になった場合は、当該手数料が変更される場合があります。

**( 6 ) 【申込単位】**

お申込単位は、10万口以上1千口単位とします。

詳しくは販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

**( 7 ) 【申込期間】**

平成25年10月9日から平成26年10月8日まで

（上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

なお、委託会社は、次の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

取得申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日

上記のほか、委託会社が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>



（ 9 ） 【 払込期日 】

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日毎の申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

（ 10 ） 【 払込取扱場所 】

払込みの取扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認下さい。

（ 11 ） 【 振替機関に関する事項 】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

**株式会社証券保管振替機構**

（ 12 ） 【 その他 】

申込方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社の所定の方法でお申込みください。

取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の取り消し

商品市場等（商品取引所法第2条第9項に規定する商品市場をいい、商品市場に類似する市場で外国に所在するものを含みます。以下、同じ。）および金融商品取引所等（金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

クローズド期間

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、対象指標（以下に定義します。）に連動する投資成果を目的として、米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連した商品先物取引等を行い、対象指標の変動率に連動する投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

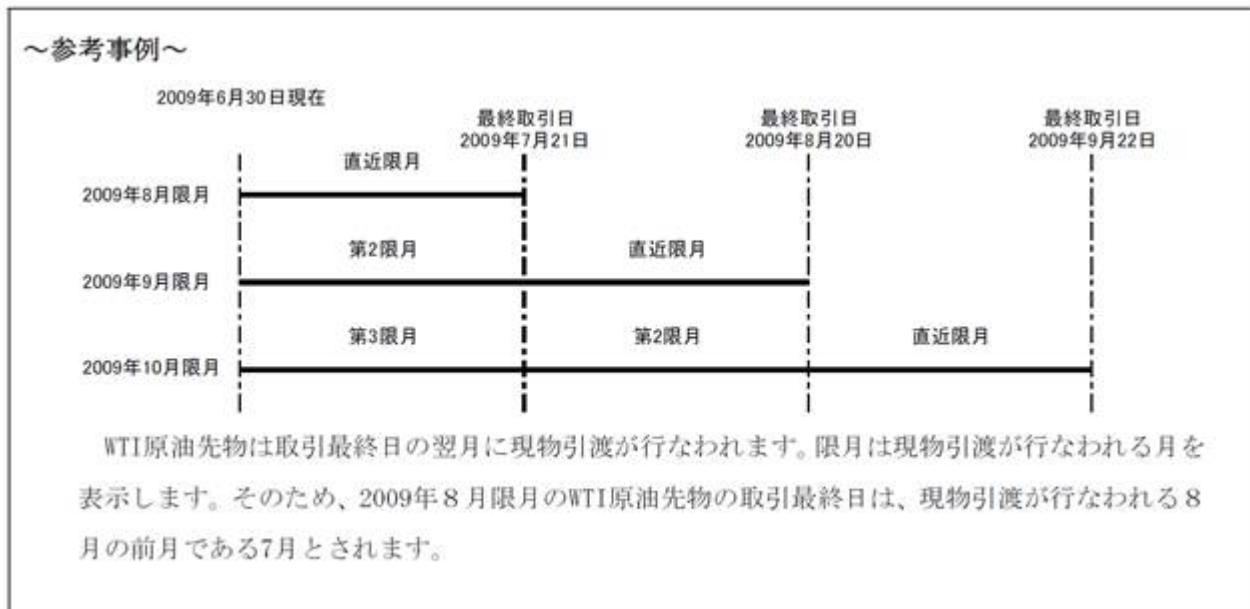
対象指標は、ニューヨーク商業取引所（以下「NYMEX」といいます。）におけるLight, Sweet Crude Oil Futures（以下「WTI原油先物」といいます。）の直近限月の清算値を円換算で表示した価格です。

WTI原油先物の価格は、1バレル当たり、米ドルで表示されます。

円換算には、原則として対顧客相場の仲値を用います。

なお、West Texas Intermediate原油、通称 WTI原油はNYMEXのLight, Sweet Crude Oil Futuresの受渡供用品の代表的なものです。

WTI原油先物は、予め定められた期日（以下「最終取引日」といいます。）まで行なわれます。それは、NYMEXにおいては1月から12月の毎月25日の3 NYMEX営業日前(25日がNYMEX休業日の場合は先行するNYMEX営業日の3 NYMEX営業日前)を最終取引日として区分されています。これらを限月取引といい、直近限月とは最も近い期日に最終取引日を迎える限月のことをいいます。直近限月の最終取引日を過ぎると、それまで次の限月であったものが新たに直近限月に替わります。下図を参照ください。



### ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信 / 海外 / その他資産（商品先物） / E T F / インデックス型に該当し、属性区分は以下の通りです。

#### < 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信 その他資産 (商品先物)	ETF	特殊型
		資産複合		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### < 商品分類の定義 >

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
その他資産	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいいます。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。



## &lt; 属性区分表 &gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般	年 1 回	グローバル		日経 2 2 5
大型株 中小型株	<b>年 2 回</b>	日本		
債券 一般	年 4 回	<b>北米</b>	あり	TOPIX
公債 社債 その他債券	年 6 回 ( 隔月 )	欧州	<b>なし</b>	
クレジット属性 ( )	年 12 回 ( 毎月 )	アジア オセアニア		<b>その他</b> <b>( W T I 原油先物 )</b>
不動産投信	日々	中南米		
<b>その他資産</b> <b>( 商品先物 )</b>	その他 ( )	アフリカ 中近東 ( 中東 )		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## &lt; 属性区分の定義 &gt;

該当区分	区分の定義
その他資産（商品先物）	目論見書又は投資信託約款において、主として商品先物に投資する旨の記載があるものをいいます。
年 2 回	目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## （２）【ファンドの沿革】

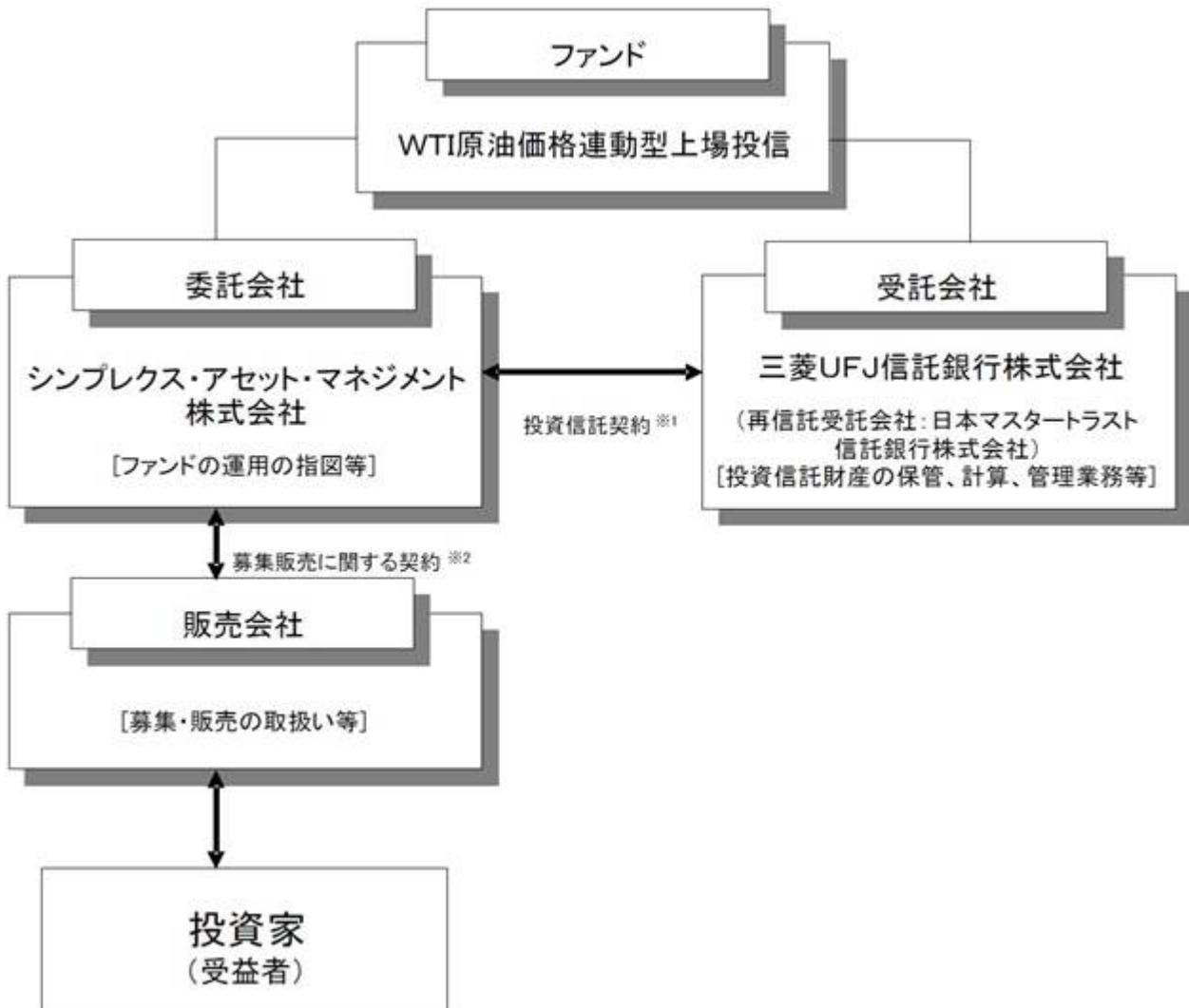
平成21年7月15日：関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成21年7月29日：自己設定申込日

平成21年7月31日：信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

2 募集の取扱いに関する契約（委託会社と販売会社との契約）

受益権の募集の取扱い、一部解約金の支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書の作成等を行います。

b. 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「受益権の募集の取扱に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

a. 資本金（平成25年8月末日現在）

3億7千万円

b. 沿革

平成11年11月 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月 投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

平成12年5月 投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

平成13年4月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

平成19年9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

c. 大株主の状況（平成25年8月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	7,400株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

この投資信託は、主として、米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連した商品投資等取引に係る権利（以下「商品等」といいます。）を通じ、投資信託財産の1口当たり純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させるよう運用することを基本方針とします。当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が前号の基本方針に沿うよう、信託財産を組成します。

次の場合には、上記の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。また、これにより、信託財産における商品等の買い建玉の時価総額の合計金額が純資産総額を超える運用の指図となる場合があります。

- 対象指標の定義が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- 信託財産に属する有価証券の償還等に伴う、銘柄入替えを行なう場合
- その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

## （２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

a. 委託会社は、信託金を、主として米国政府または国際機関の発行する有価証券および対象指標に関連する商品等に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する出資証券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号に規定するものをいいます。）
6. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号に規定するものをいいます。）なお、上記１.から上記４.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記５.および上記６.の証券を「投資信託証券」といいます。

b. 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

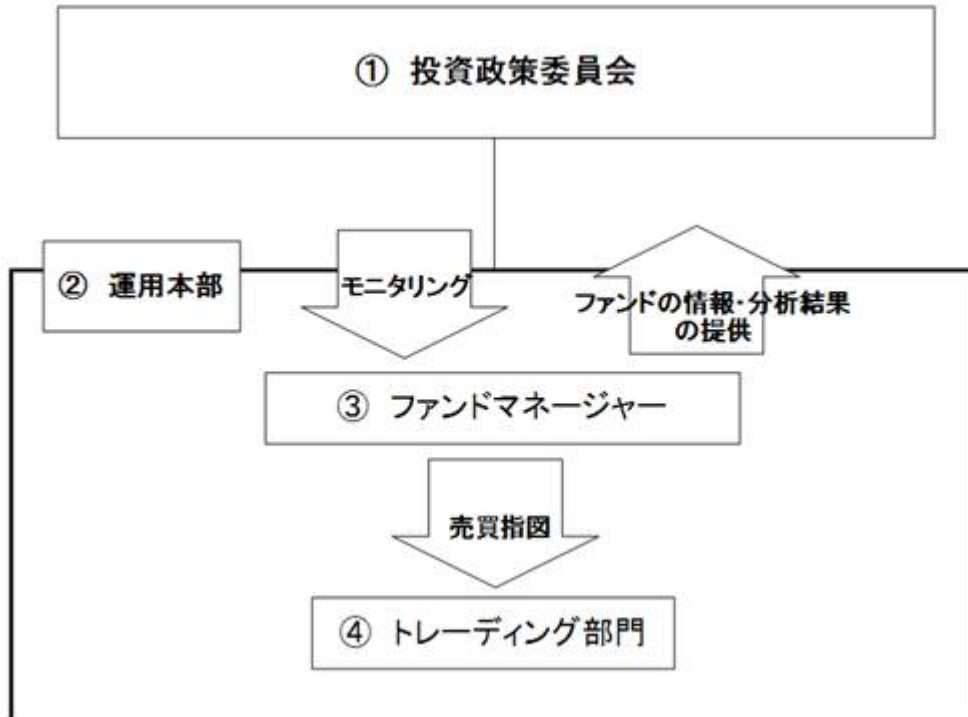
c. 上記１.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資する商品等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する商品等は、商品取引所等に上場されまたは取引されているものとしします。
- b. 上記a.に規定する商品等については、商品取引所等の最終取引日までに反対売買約定による相殺決済を実行し取引を終了させるものとしします。

### （３）【運用体制】

当ファンドの運用体制



#### 投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行ない、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

#### 運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略およびリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

#### ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドラインおよび運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

#### トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行なったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行ないます。

\* 投資政策委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成されています。

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、商品投資等取引に係る権利を投資対象とする投資信託に係る運営規程、商品投資委員会規程、商品先物取引等を投資対象とする上場投資信託に係る運営規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成25年8月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

#### （４）【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。

信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

毎計算期末に信託財産から生じた下記a.に掲げる利益の合計額は、下記b.に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

- a. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金
- b. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金

\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年1月15日および7月15日を決算日とします。

#### （５）【投資制限】

主な投資制限

- a. 株式への投資は行ないません。

- b. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- c. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- d. 投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとし、  
（格付けのない場合には、委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含まず。）

#### その他の投資制限

#### a. 公社債の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
3. 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
4. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとし、

#### b. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### c. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### d. 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、
2. 上記1.の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - イ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解



約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

(1)当ファンドは、米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等や短期金融資産（以下「有価証券等」）および商品等（対象指標に関連する商品投資等取引に係る権利をいい、原油先物取引を含みます。）を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### WTI原油先物価格の変動リスク

当ファンドは、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動する投資成果を目的として原油先物取引を活用しますので、原油先物価格の変動の影響を受けます。原油先物の価格は、原油の生産・在庫・需要といった需給関係や天候、貿易動向、為替レート、金利、各国の政治・経済状況など様々な要因の影響を受けます。それらの要因等によって原油先物の価格が大幅に下落した場合、投資成果に重大な損失が生じることとなります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

#### 金利変動リスク

当ファンドは、米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等に投資します。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落します。また、金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があり、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

#### 信用リスク

当ファンドは、有価証券等に投資します。一般に、有価証券等に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、これらの価格は下落し（価格がゼロになることもあります。）、基準価額が下落することがあります。

#### 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

## WTI原油先物取引の価格（円換算表示価格）と基準価額のかい離リスク

当ファンドは、原油先物取引を活用し、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動することを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。

- a. 原油先物取引には先物満期日（以下「限月」）があるため、投資する原油先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、投資している原油先物を売却し、乗り換え対象となる限月の原油先物を買付けることとなりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、WTI原油先物取引の価格と基準価額およびその変動率がかい離することがあります。
- b. 原油先物取引を活用し、基準価額の変動率がWTI原油先物直近限月清算値の円換算表示の変動率に連動することを目指すため、原油先物取引の買い建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を上回ることがあります。また、場合によっては原油先物取引の買い建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を下回ることもあります。
- c. 資金の流入から実際に上場原油先物取引を買付けるためのタイミングのずれの発生により基準価額の変動率とかい離が生ずる可能性があります。
- d. 原油先物取引が限月の最終取引日近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における、売買コストの負担が基準価額の変動率とかい離の要因になる可能性があります。
- e. 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とかい離の要因になります。

## 流動性リスク

有価証券等や原油先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、商品市場等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及び原油先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

## （２）その他の留意点

商品市場等および金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。

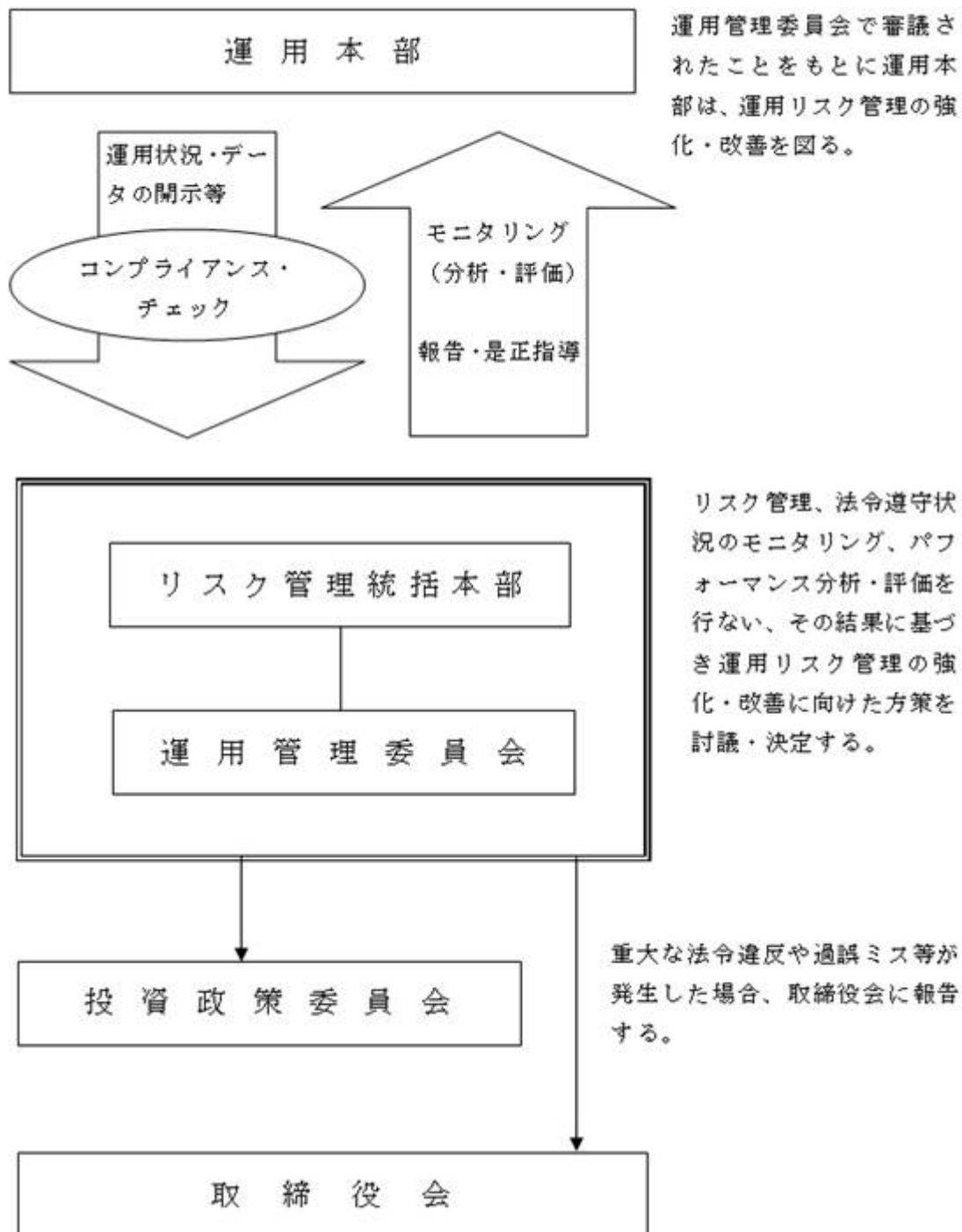
当ファンドは、原油そのものへの投資は行いません。

分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、配当収益等がない又は少額の場合、分配を行わない場合があります。

当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び原油先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価するため、WTI原油先物直近限月清算値の円換算表示価格として発表されている価格の評価と必ずしも一致しておりません。

適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

## (3) 委託会社のリスク管理体制



上記のリスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>	
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	
電話番号 03-5208-5211	
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時	
ホームページ <a href="http://www.simplexasset.com/">http://www.simplexasset.com/</a>	

##### (2)【換金（解約）手数料】

販売会社が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額率を徴することができます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>	
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	
電話番号 03-5208-5211	
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時	
ホームページ <a href="http://www.simplexasset.com/">http://www.simplexasset.com/</a>	

##### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記により計算した額に、下記により計算した額を加算して得た額とします。

信託財産の純資産総額に年10,000分の89.25（消費税込）以内の率 を乗じて得た額

	配分（税抜）
委託会社	年率 0.80%
受託会社	年率 0.05%

消費税率が8%になった場合は、年0.918%となります。

公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の50%（消費税込）以内の額

上記の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

##### (4)【その他の手数料等】

当ファンドに関する組入有価証券および原油先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息（下記に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

上記に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記aからgまでに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- b. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- c. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- d. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- e. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- f. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- g. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- h. 格付の取得に要する費用
- i. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
- j. 受益権の上場に係る費用
- k. 対象指標その他これに類する標章の使用料  
ファンドの上場に係る費用
  - 新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
  - 上場の年賦課金：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料。

委託会社は、上記およびに定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。

上記に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。

上記の場合において、上記およびに定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、約

款に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドと保有する期間等に応じて異なりますので、表示することは出来ません。

#### （５）【課税上の取扱い】

##### <個人受益者の場合>

##### 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して課税（下記の表を参照）されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の売却時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% ( 所得税 7 % 復興特別所得税0.147% 地方税 3 % )
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% ( 所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税 5 % )
平成50年 1 月 1 日以降	20% ( 所得税15% 地方税 5 % )

差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。

##### 収益分配金の受取り時

分配金は配当所得として課税（下記の表を参照）されます。（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）ただし、平成25年12月31日までは、1年間に受け取る収益分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の場合は、軽減税率による源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% ( 所得税 7 % 復興特別所得税0.147% 地方税 3 % )
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315% ( 所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税 5 % )
平成50年 1 月 1 日以降	20% ( 所得税15% 地方税 5 % )

### 解約金の受取り時

解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、差益（譲渡益）に対して課税（下記の表を参照）されます。（申告分離課税の対象となり、確定申告が必要。）なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% ( 所得税 7% 復興特別所得税0.147% 地方税 3% )
平成26年 1月 1日から 平成49年12月31日まで	20.315% ( 所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税 5% )
平成50年 1月 1日以降	20% ( 所得税15% 地方税 5% )

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

### < 法人受益者の場合 >

#### 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### 解約金の受取り時

源泉徴収は行われません。通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と解約価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### 収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年 1月 1日以降は15.315%（所得税のみ）となります。

収益分配金は配当控除、益金不算入制度が適用されません。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。



## 5【運用状況】

以下は平成25年8月末日現在の運用状況であります。

## (1)【投資状況】

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	米国	1,278,660,819	57.23
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		955,657,913	42.77
合計（純資産総額）		2,234,318,732	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国名	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
米国	国債証券	US T-BILL	13,000,000	9,835.02	1,278,576,004	9,835.85	1,278,660,820	0	2013/9/26	57.2

## 【投資不動産物件】

該当なし

## 【その他投資資産の主要なもの】

種類	国名	資産名	売買	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	時価（円）	投資比率 (%)
WTI原油	米国	WTI原油先物取引 2013年11月限	買建	211	2,193,011,644	2,244,540,774	100.5

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの 純資産総額（円）	
第1期	(平成22年1月15日)	分配付：	3,079,695,060	分配付：	6,197
		分配落：	3,079,695,060	分配落：	6,197
第2期	(平成22年7月15日)	分配付：	4,765,030,846	分配付：	5,312
		分配落：	4,765,030,846	分配落：	5,312
第3期	(平成23年1月15日)	分配付：	4,215,424,451	分配付：	5,569
		分配落：	4,215,424,451	分配落：	5,569
第4期	(平成23年7月15日)	分配付：	3,929,508,635	分配付：	5,191
		分配落：	3,929,508,635	分配落：	5,191
第5期	(平成24年1月15日)	分配付：	4,586,187,615	分配付：	5,107
		分配落：	4,586,187,615	分配落：	5,107
第6期	(平成24年7月15日)	分配付：	4,166,455,473	分配付：	4,461
		分配落：	4,166,455,473	分配落：	4,461

第7期	(平成25年1月15日)	分配付：	4,450,602,683	分配付：	5,336
		分配落：	4,450,602,683	分配落：	5,336
第8期	(平成25年7月15日)	分配付：	3,405,195,273	分配付：	6,377
		分配落：	3,405,195,273	分配落：	6,377
平成24年8月末日			4,017,968,498		4,818
平成24年9月末日			3,836,348,556		4,600
平成24年10月末日			3,654,439,153		4,382
平成24年11月末日			3,849,851,630		4,616
平成24年12月末日			4,156,348,129		4,984
平成25年1月末日			4,689,624,990		5,623
平成25年2月末日			4,480,579,427		5,372
平成25年3月末日			4,750,664,210		5,696
平成25年4月末日			3,065,301,356		5,740
平成25年5月末日			3,129,441,384		5,860
平成25年6月末日			3,146,194,365		5,892
平成25年7月末日			2,097,335,846		6,279
平成25年8月末日			2,234,318,732		6,690

## 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 (平成22年1月15日)	0円
第2期 (平成22年7月15日)	0円
第3期 (平成23年1月15日)	0円
第4期 (平成23年7月15日)	0円
第5期 (平成24年1月15日)	0円
第6期 (平成24年7月15日)	0円
第7期 (平成25年1月15日)	0円
第8期 (平成25年7月15日)	0円

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 (自平成21年7月31日 至平成22年1月15日)	2.8%
第2期 (自平成22年1月16日 至平成22年7月15日)	14.3%
第3期 (自平成22年7月16日 至平成23年1月15日)	4.8%
第4期 (自平成23年1月16日 至平成23年7月15日)	6.8%
第5期 (自平成23年7月16日 至平成24年1月15日)	1.6%
第6期 (自平成24年1月16日 至平成24年7月15日)	12.6%
第7期 (自平成24年7月16日 至平成25年1月15日)	19.6%
第8期 (自平成25年1月16日 至平成25年7月15日)	19.5%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	647,000	150,000	497,000
第2期	400,000	0	897,000
第3期	0	140,000	757,000
第4期	280,000	280,000	757,000
第5期	286,000	145,000	898,000
第6期	396,000	360,000	934,000
第7期	0	100,000	834,000
第8期	0	500,000	334,000

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報) 運用実績 (2013年8月30日現在)



基準価額	6,690 円
純資産総額	22.34 億円

## &lt;分配の推移&gt;

決算期	分配金
2010年1月	0円
2010年7月	0円
2011年1月	0円
2011年7月	0円
2012年1月	0円
2012年7月	0円
2013年1月	0円
2013年7月	0円
設定来累計	0円

※分配金は税引前、1口当たり

## &lt;主要な資産の状況&gt;

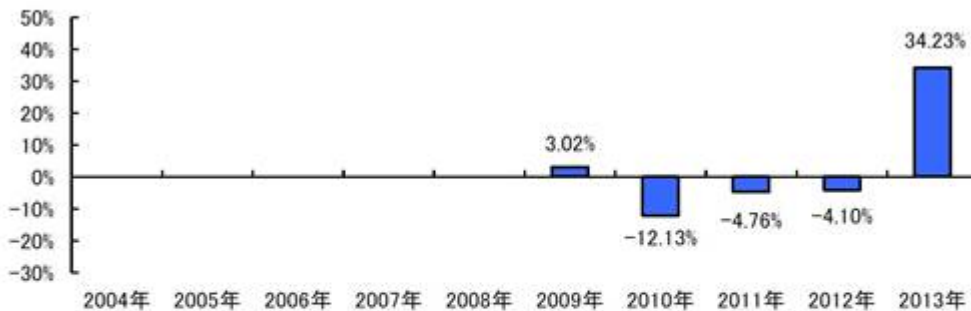
## ■資産の配分

組入資産	比率
債券	57.2%
米国債	57.2%
現金等	42.8%

## ■先物取引の状況

取引内容	買建	比率
WTI原油商品先物 2013年11月限	買建	100.5%

## &lt;年間収益率の推移&gt; (暦年ベース)



・収益率は基準価額で計算。

・2009年は設定日(7月31日)から年末までの騰落率、2013年は年初来8月末までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

平成25年10月9日から平成26年10月8日までです。

(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

販売会社は分割される受益権を、取得申込日の午後3時まで販売会社に取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(10万口)以上に対応する金額を条件として取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後3時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、下記a.から下記d.の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

- a. 取得申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- b. 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで
- c. 上記a.のほか、委託会社が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- d. 上記a.からc.のほか、委託会社が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間

上記の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(下記 の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

上記の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とし、その基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。(手数料については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。)

上記 から の規定にかかわらず、委託会社は、商品市場等および金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託会社へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<照会先>

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

## 2【換金(解約)手続等】

受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、最低単位を10万口単位として、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後3時まで、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後3時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受け付けることができます。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、下記a.から下記d.の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、当該申込みの受け付けを行なうことができます。

- a. 一部解約請求の申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
- b. 収益分配金を支払う予定がある場合は、毎計算期間終了日の4営業日前から2営業日前まで
- c. 上記a.のほか、委託会社が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1)投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- d. 上記a.からc.のほか、委託会社が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断される期日および期間

信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託会社の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信

託契約の一部を解約します。なお、上記の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

上記の一部解約の価額は、上記に規定する一部解約請求日の翌営業日の基準価額とします。

委託会社は、商品市場等および金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券の換金に係る事情その他やむを得ない事情があるときは、上記による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

上記により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日の前日を一部解約請求日として、上記の規定に準じて計算された価額とします。

販売会社は、受益者からの一部解約請求に応ずる場合は、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

換金時の費用や税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日おける受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算

日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1口当たりに換算した価額で表示されることがあります。



ファンドの基準価額については、下記の照会先までお問合せください。

<照会先>

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

電話番号 03-5208-5211

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.simplexasset.com/>

#### 運用資産の評価基準および評価方法

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年1月16日から7月15日まで、および7月16日から翌年1月15日までとします。

#### (5)【その他】

信託の終了（信託契約の解約）

- a. 委託会社は、信託期間中において、対象指標に関連する商品等がその主たる取引所において上場廃止になったとき、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行なわれたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合、または、受益権の総口数が10万口を下回ることとなった場合、もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、受託会社と合意のうえ、直ちに投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面の決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- f. 上記c.から上記e.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記e.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが、困難な場合には適用しません。

#### 投資信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、約款第49条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れて

いる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.から上記f.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または上記「投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行なう場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求権の手続に関する事項は、上記「投資信託約款の変更等」で規定する書面に記載します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.simplexasset.com/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

#### 金融商品取引所への上場

委託会社は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託会社は、この信託の受益権が上場された場合には、前述の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

#### 4【受益者の権利等】

##### （1）収益分配金請求権

計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、収益分配金を登録されている受益権の持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### （2）償還金請求権

信託終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、償還金を登録されている受益権の持分に応じて請求する権利を有します。

償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託者会社の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### （3）一部解約請求権

受益者は、販売会社毎に定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成25年1月16日から平成25年7月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

WTI原油価格連動型上場投信

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 平成25年1月15日現在	第8期 平成25年7月15日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	846,194,046	876,511,847
コール・ローン	19,889,929	18,702,860
国債証券	2,507,962,551	1,783,184,706
派生商品評価勘定	229,678,299	266,557,742
未収利息	31	109
その他未収収益	709,642	-
差入委託証拠金	865,249,191	478,834,271
流動資産合計	4,469,683,689	3,423,791,535
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	1,051,716	991,520
未払委託者報酬	16,827,397	15,864,208
その他未払費用	1,201,893	1,740,534
流動負債合計	19,081,006	18,596,262
負債合計	19,081,006	18,596,262
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1, 2</sup> 5,027,352,000	<sup>1, 2</sup> 3,218,952,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	576,749,317	186,243,273
（分配準備積立金）	140,017,949	-
元本等合計	4,450,602,683	3,405,195,273
純資産合計	4,450,602,683	3,405,195,273
負債純資産合計	4,469,683,689	3,423,791,535

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第7期		第8期	
	自	平成24年7月16日 至 平成25年1月15日	自	平成25年1月16日 至 平成25年7月15日
<b>営業収益</b>				
受取利息		105,488		169,639
有価証券売買等損益		2,152,662		1,220,441
派生商品取引等損益		308,922,126		228,887,971
為替差損益		467,262,700		432,430,219
その他収益		709,642		479,755
<b>営業収益合計</b>		<b>779,152,618</b>		<b>663,188,025</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		1,051,716		991,520
委託者報酬		16,827,397		15,864,208
その他費用		1,326,295		1,839,707
<b>営業費用合計</b>		<b>19,205,408</b>		<b>18,695,435</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>		<b>759,947,210</b>		<b>644,492,590</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>		<b>759,947,210</b>		<b>644,492,590</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>		<b>759,947,210</b>		<b>644,492,590</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		-		-
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>		<b>1,463,696,527</b>		<b>576,749,317</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		<b>127,000,000</b>		<b>118,500,000</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		127,000,000		118,500,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>-</b>		<b>-</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
<b>分配金</b>		<b>1 -</b>		<b>1 -</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>		<b>576,749,317</b>		<b>186,243,273</b>

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第7期 (平成25年1月15日現在)	第8期 (平成25年7月15日現在)
1 信託財産にかかる期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	<p>期首元本額 5,630,152,000円</p> <p>期中追加設定元本額 0円</p> <p>期中解約元本額 602,800,000円</p>	<p>期首元本額 5,027,352,000円</p> <p>期中追加設定元本額 0円</p> <p>期中解約元本額 1,808,400,000円</p>
2 計算期間末日における受益権の総数	834,000口	534,000口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は576,749,317円です。	-

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 (自 平成24年7月16日 至 平成25年1月15日)	第8期 (自 平成25年1月16日 至 平成25年7月15日)



分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 当ファンドの配当等収益額	815,130円	A 当ファンドの配当等収益額	649,394円
B 分配準備積立金	121,627,671円	B 分配準備積立金	140,017,949円
C 配当等収益額合計（A+B）	120,812,541円	C 配当等収益額合計（A+B）	139,368,555円
D 経費	19,205,408円	D 経費	18,695,435円
E 収益分配可能額（C-D）	140,017,949円	E 収益分配可能額（C-D）	158,063,990円
F 収益分配金額	0円	F 収益分配金額	0円
G 次期繰越金（分配準備積立金） （E-F）	140,017,949円	G 次期繰越金（分配準備積立金） （E-F）	158,063,990円
H 口数	834,000口	H 口数	534,000口
I 分配金額（1口当たり）	0円	I 分配金額（1口当たり）	0円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項 目	第7期	第8期
	（自 平成24年7月16日 至 平成25年1月15日）	（自 平成25年1月16日 至 平成25年7月15日）
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは米国政府または国際機関の発行する有価証券を実質的な主要投資対象としております。米国政府または国際機関の発行する有価証券の投資に係る価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク及びカントリーリスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、原油先物取引を活用しますので、原油先物価格の変動の影響を受けます。原油先物の価格は、原油の生産・在庫・需要といった需給関係や天候、貿易動向、為替レート、金利、各国の政治・経済状況など様々な要因の影響を受けます。それらの要因等によって原油先物の価格が大幅に下落した場合、投資成果に重大な損失が生じることとなります。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡しを伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p>	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。</p> <p>リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役に報告をします。</p>	同左
-------------------	---	----

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期 (平成25年1月15日現在)	第8期 (平成25年7月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第7期 (平成25年1月15日現在)	第8期 (平成25年7月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,230,925	682,592
合計	1,230,925	682,592

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

商品関連

（単位：円）

区 分	種 類	第7期（平成25年1月15日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	原油先物取引 買建	4,227,813,021	0	4,457,491,320	229,678,299
合 計		4,227,813,021	0	4,457,491,320	229,678,299

（単位：円）

区 分	種 類	第8期（平成25年7月15日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	原油先物取引 買建	3,145,948,036	0	3,412,505,778	266,557,742
合 計		3,145,948,036	0	3,412,505,778	266,557,742

（注）1.時価の算定方法

商品先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.商品先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第7期 （平成25年1月15日現在）	第8期 （平成25年7月15日現在）

1口当たりの純資産額 5,336円	1口当たりの純資産額 6,377円
-------------------	-------------------

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

(単位：米ドル)

種類	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	US TREASURY BILL		18,000,000.00	17,999,240.00	
小計	銘柄数	1		17,999,240.00	
				(1,783,184,706)	
	組入時価比率	52.4%		100.0%	
合計				17,999,240.00	
				(1,783,184,706)	

(注1) 通貨種類毎の小計の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年 8月30日現在

資産総額	2,237,318,346円
負債総額	2,999,614円
純資産総額 ( - )	2,234,318,732円
発行口数	334,000口
1口当たりの純資産額 ( / )	6,690円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

##### (1) 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 償還金

償還金は、信託終了日において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者を、信託終了日現在の受益者とし当該名義登録受益者に支払います。

償還金の支払いは、原則として、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日に、第2項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該償還金を振り込む方式により行なうものとします。

##### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

資本金の額等（平成25年8月末日現在）

資本金の額 370百万円

発行する株式の総数 12,000株

発行済株式総数 7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行なっています。

平成25年8月末日現在、委託会社が運用を行なっている証券投資信託の総ファンド数は57本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は217,273百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	38	180,911百万円
単位型株式投資信託	11	32,668百万円
単位型公社債投資信託	8	3,694百万円
合計	57	217,273百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

科目	期別	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
		金額		金額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			1,027,027		2,073,597
2 前払費用			4,370		13,292
3 未収委託者報酬			97,659		145,129
4 未収運用受託報酬			190,524		425,043
5 その他			11,237		28,583
流動資産計			1,330,818		2,685,645
固定資産					
1 有形固定資産			8,769		52,756
(1) 建物附属設備	*1	6,199		*1	40,229
(2) 器具備品	*1	2,569		*1	12,526
2 無形固定資産			1,390		1,108
(1) 電話加入権		761			761
(2) ソフトウェア	*2	343		*2	151
(3) 協会基金	*2	285		*2	195
3 投資その他の資産			72,492		126,561
(1) 投資有価証券		-			51,253
(2) 出資金		10,000			10,000
(3) 長期差入保証金		62,492			65,307
固定資産計			82,651		180,426
資産合計			1,413,469		2,866,071



（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （平成24年3月31日現在）		当事業年度 （平成25年3月31日現在）	
		金額		金額	
（負債の部）					
流動負債					
1	預り金		15,913		18,663
2	未払金		198,875		412,419
3	関係会社未払金		18,174		3,497
4	未払費用		11,788		20,037
5	未払法人税等		65,501		485,028
6	未払消費税等		21,472		56,672
7	前受金		3,137		5,124
	流動負債計		334,863		1,001,444
固定負債					
1	長期未払金		-		18,978
2	資産除去債務		16,709		23,265
3	繰延税金負債		1,811		3,504
	固定負債計		18,521		45,749
	負債合計		353,384		1,047,193
（純資産の部）					
株主資本					
1	資本金		370,000		370,000
2	利益剰余金				
	（1）利益準備金	19,980		19,980	
	（2）その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金	670,105		1,428,898	
	利益剰余金計		690,085		1,448,878
	株主資本計		1,060,085		1,818,878
	純資産合計		1,060,085		1,818,878
	負債・純資産合計		1,413,469		2,866,071

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）		当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）	
		金 額		金 額	
営業収益					
1 委託者報酬		1,130,901		2,424,954	
2 運用受託報酬		272,809		609,011	
3 その他営業収益		57	1,403,769	149	3,034,115
営業費用					
1 支払手数料		99,020		75,872	
2 調査費					
（１）調査費		21,927		22,076	
（２）委託調査費		144,711		460,835	
3 委託計算費		40,326		61,804	
4 通信費		7,348	313,334	6,345	626,934
一般管理費					
1 給料					
（１）役員報酬	*2	271,316		*2 306,666	
（２）給料・手当		223,712		236,238	
（３）賞与・退職金等		156,023		366,350	
2 交際費		3,285		3,711	
3 旅費交通費		16,092		13,678	
4 業務事務委託費		18,866		15,499	
5 租税公課		4,986		11,439	
6 不動産賃借料		85,124		99,051	
7 固定資産減価償却費		3,839		8,417	
8 諸経費	*1	87,504	870,750	*1 85,345	1,146,399
営業利益			219,683		1,260,781
営業外収益					
1 受取利息		82		154	
2 為替差益		-		29,376	
3 受取配当金		-		1,350	
4 その他の営業外収益		342	424	686	31,567
営業外費用					
1 支払利息		32		-	
2 為替差損		130		-	
3 その他の営業外費用		-	162	16	16
経常利益			219,944		1,292,332

特別損失				
1 固定資産除却損	101	101	*1	8,814
税引前当期純利益		219,843		1,283,517
法人税、住民税及び事業税	93,369			523,032
法人税等調整額	716	92,653		1,692
当期純利益		127,190		758,792

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

( 単位：千円 )

科 目	期 別	前事業年度 ( 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 )	当事業年度 ( 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日 )
株主資本			
資本金			
当期首残高		370,000	370,000
当期末残高		370,000	370,000
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高		19,980	19,980
当期末残高		19,980	19,980
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高		542,915	670,105
当期変動額			
当期純利益		127,190	758,792
当期変動額合計		127,190	758,792
当期末残高		670,105	1,428,898
株主資本合計			
当期首残高		932,895	1,060,085
当期変動額			
当期純利益		127,190	758,792
当期変動額合計		127,190	758,792
当期末残高		1,060,085	1,818,878
純資産合計			
当期首残高		932,895	1,060,085
当期変動額			
当期純利益		127,190	758,792
当期変動額合計		127,190	758,792
当期末残高		1,060,085	1,818,878

[次へ](#)

[ 重要な会計方針 ]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年～18年

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 〔会計方針の変更〕

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

\* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物付属設備	12,196千円	16,398千円
器具備品	20,447千円	13,928千円
計	32,644千円	30,327千円

\* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
ソフトウェア	2,309千円	2,500千円
協会基金	165千円	255千円
計	2,474千円	2,755千円

（損益計算書関係）

\* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
諸経費	3,487千円	1,860千円
固定資産除却損	-	7,954千円

\* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
取締役	600,000千円	600,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円



（株主資本変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
1年以内	63,643	60,661
1年超	79,785	212,314
合計	143,428	272,975



（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,027,027	1,027,027	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	97,659	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	190,524	-
(4) 長期差入保証金	62,492	62,492	-
資産計	1,377,703	1,377,703	-
(1) 未払金	198,875	198,875	-
(2) 関係会社未払金	18,174	18,174	-
(3) 未払法人税等	65,501	65,501	-
負債計	282,550	282,550	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,073,597	2,073,597	-
(2) 未収委託者報酬	145,129	145,129	-
(3) 未収運用受託報酬	425,043	425,043	-
(4) 長期差入保証金	65,307	65,307	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	51,253	51,253	-
資産計	2,760,331	2,760,331	-
(1) 未払金	412,419	412,419	-
(2) 関係会社未払金	3,497	3,497	-
(3) 未払法人税等	485,028	485,028	-
負債計	900,946	900,946	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によってお  
ります。

（負債）

（１）未払金、（２）関係会社未払金、（３）未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（注３）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
（１）現金・預金	1,027,027	-	-	-
（２）未収委託者報酬	97,659	-	-	-
（３）未収運用受託報酬	190,524	-	-	-
（４）長期差入保証金	-	62,492	-	-
合計	1,315,211	62,492	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
（１）現金・預金	2,073,597	-	-	-
（２）未収委託者報酬	145,129	-	-	-
（３）未収運用受託報酬	425,043	-	-	-
（４）長期差入保証金	-	65,307	-	-
（５）投資有価証券 その他有価証券	-	51,253	-	-
合計	2,643,770	116,561	-	-

（注４）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	51,253	51,253	-
合計		51,253	51,253	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
<b>繰延税金資産</b>		
未払費用否認	4,619千円	5,916千円
未払事業税	5,101千円	36,958千円
資産除去債務	5,948千円	8,291千円
繰延税金資産小計	15,669千円	51,167千円
評価性引当金	15,669千円	51,167千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
<b>繰延税金負債</b>		
固定資産（除去費用）	1,811千円	3,504千円
繰延税金負債合計	1,811千円	3,504千円
繰延税金負債の純額	1,811千円	3,504千円



2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.0%
住民税均等割	0.1%	0.0%
評価性引当額	0.2%	2.7%
その他	0.5%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1%	40.8%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、オフィス移転に伴い、資産の除去時点の見積りが延長され、また、新たな資産除去時点における除去費用が固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったため、変更前の資産除去債務残高に6,349千円加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
期首残高	16,520千円	16,709千円
時の経過による調整額	189千円	207千円
見積りの変更による増加額	-	6,349千円
期末残高	16,709千円	23,265千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,130,901	272,809	57	1,403,769

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,424,954	609,011	149	3,034,115

2 地域ごとの情報

（1）売上高

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
1,234,189	146,929	22,650	1,403,769

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
2,517,883	497,869	18,362	3,034,115

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。



## 3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	146,929	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	497,869	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

## 1 . 関連当事者との取引

## ( 1 ) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ ファイナンシャル・ホールディングス	東京都 千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の 子会社支配、 被支配 役員の兼任	事務所施設 の賃貸等	3,487	関係会社 未払金	18,174

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ ファイナンシャル・ホールディングス	東京都 千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の 子会社支配、 被支配 役員の兼任	事務所施設 の賃貸等  固定資産除却 損 の当社負担分	1,860  7,954	関係会社 未払金	3,497

## ( 注 ) 1 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2 . 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

## ( 2 ) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## ( 3 ) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

## （４）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託 報酬 (注1)	146,929	未収運用 受託報酬	163,268
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資信託 事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託 調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託 報酬 (注1)	497,869	未収運用 受託報酬	394,770
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資信託 事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費 事務委託費	7,344 7,152	未払金	3,990

## （注）１．取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

２．取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

## ２．親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス

非上場

## （ 1株当たり情報 ）

前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）		当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）	
1株当たり純資産額	143,254円79銭	1株当たり純資産額	245,794円33銭
1株当たり当期純利益金額	17,187円90銭	1株当たり当期純利益金額	102,539円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
当期純利益	127,190千円	758,792千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	127,190千円	758,792千円
期中平均株式数	7.4千株	7.4千株

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社  
資本金の額 : 324,279百万円（平成25年3月末現在）  
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### 再信託受託会社

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資本金の額 : 10,000百万円（平成25年3月末現在）  
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

#### (2) 販売会社

名称 : シティグループ証券株式会社  
資本金の額 : 96,307百万円（平成25年3月末現在）  
事業の内容 : 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称 : S M B C 日興証券株式会社  
資本金の額 : 10,000百万円（平成25年3月末現在）  
事業の内容 : 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理を行ないます。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

#### (2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務等を行ないます。

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

1. 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
2. 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
3. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
4. 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
5. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
6. 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
8. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年8月7日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているWTI原油価格連動型上場投信の平成25年1月16日から平成25年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WTI原油価格連動型上場投信の平成25年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。